

船舶—工作機械の装備基準

Shipbuilding—Machine tools facility

1. **適用範囲** この規格は、船内に装備する工作機械の種類、主要寸法又は容量、装備数及び電動機出力について規定する。

2. **装備基準** 一般商船における工作機械の船内装備基準は、表 1 のとおりとする。ただし、総トン数 1 600 トン未満の船並びに沿海及び平水区域を航行する船には、工作機械を装備しない。

なお、漁船などの特殊船の場合は、船の総トン数に関係なく、装備については船主と造船所で協議する。

表 1 装備基準

総トン数 (トン)	種類		主要寸法又は容量		装備数	電動機出力 (kW)
5 000 以上	組合 せ 工 作 機 械	旋盤	ベット上の振り	400mm	1 台	2.2
			センチ間の距離	1 000mm		
		直立ボール盤	振り	400mm		
			最大きり径	38mm		
		形削り盤 ⁽¹⁾	ラムの工程	280mm		
		フライス盤 ⁽¹⁾	テーブルの大きさ	200mm×530mm		
	両頭式電気グラインダ (卓上用又は床上用)		といしの径	255mm	1 台	0.75
	電気溶接機		容量	300A	1 台	—
ガス溶接器及びガス切 断器		—	—	1 組	—	
1 600 以上 5 000 未満	旋盤 ⁽¹⁾⁽²⁾		ベット上の振り	350mm		2.2
			センチ間の距離	550mm		
	直立ボール盤 ⁽²⁾		振り	400mm	1 台	0.75
			最大きり径	19mm		
	両頭式電気グラインダ (卓上用又は床上用)		といしの径	205mm 又は 255mm	1 台	0.4 又は 0.75
	電気溶接機 ⁽¹⁾		容量	200A	1 台	—
	ガス溶接器及びガス切 断器		—	—	1 組	—

注⁽¹⁾ 必要に応じて装備する。

⁽²⁾ 総トン数 1 600 トン以上 5 000 トン未満の船で旋盤を装備する場合は、組合せ工作機械とし、独立の直立ボール盤は設けない。

備考 主要寸法欄の数値は、概略の値を示す。

原案担当作業委員会 構成表

	氏名			所属
(委員長)	柿原実			株式会社エイ・ディー・ディー
	穂森繁弘			財団法人日本海事協会
	鈴木博信			社団法人日本船用工業会
	川嶋民夫			日本郵船株式会社
	杉山知徳			石川島播磨重工業株式会社船舶海洋事業本部艦艇事業部
	花崎襄			川崎重工業株式会社船舶事業本部
	秋本義紀			住友重機械工業株式会社船舶海洋鉄構事業部追浜造船所
	柴田菊夫			NKK 総合エンジニアリング事業部津製作所
	稲富正晴			日立造船株式会社船舶・防衛事業本部
	池田敏			三井造船株式会社船舶・海洋事業部
	林洋一郎			三菱重工業株式会社下関造船所
	坂本征			ダイハツディーゼル株式会社
	川元満生			株式会社新潟鉄工所原動機事業部
	米澤貢			阪神内燃機工業株式会社明石事務所
	西村孝昭			ヤンマーディーゼル株式会社
	小郷一郎			財団法人日本船舶標準協会
(事務局)				